

しんわデイサービス佐原（通所介護）運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社しんわが開設する、しんわデイサービス佐原（以下「事業所」と言う。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」と言う。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、機能訓練指導員または、生活相談員、介護職員等が、要介護状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消・心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、適正な通所介護を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

事業所の行う指定通所介護の運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

指定通所介護の提供にあたっては、常に利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

2. 指定通所介護の提供にあたっては利用者の要介護もしくは悪化の予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 指定通所介護の提供にあたっては、事業所自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
4. 指定通所介護の提供にあたっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助に努める。
5. 指定通所介護の提供にあたっては、親切丁寧におこなうことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明するよう努める。
6. 指定通所介護の提供にあたっては、介護技術の向上に努め、適切な技術を持ってサービスの提供に努める。

第3条（居宅介護支援事業者等との連携）

事業所は指定通所介護を提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携につとめます。

第4条（事業所の名称等）

事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

名称 しんわデイサービス佐原

所在地 横須賀市佐原 4-8-23

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）（単位①と単位②共に）

管理者は、通所介護等計画の作成及び説明、交付を行うほか、事業所の職員の管理、指定通所介護の利用の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、その実施にあたっての必要な指揮命令を行う。

- ② 生活相談員 単位① 3名（常勤兼務） 単位② 3名（常勤兼務）

生活相談員は、生活指導その他の通所介護等の提供を行う。

- ③ 看護職員 単位①、単位②共に 2 名（非常勤兼務 2 名）

看護職員は、利用者の健康状態の確認をおこなう。

- ④ 機能訓練指導員 単位①、単位②共に 2 名（非常勤兼務 2 名）

機能訓練指導員は、運動機能の維持向上を図る。

- ⑤ 介護職員 単位①9 名（常勤専従 2 名 常勤兼務 3 名、非常勤専従 3 名、非常勤兼務 1 名） 単位②4 名（常勤兼務 3 名 非常勤専従 1 名）

介護職員は、介護その他の通所介護の提供を行う。令和 5 年 3 月 1 日現在

第 6 条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は、単位①、単位②共に次のとおりとする。

月曜日から土曜日（祝日も含む 12 月 31 日から 1 月 2 日は休業）

サービス提供時間 10 時 00 分～15 時 30 分

営業時間 8 時 30 分～17 時 30 分

第 7 条（通所介護の利用定員）

通所介護の総利用定員は次のとおりとする。

定員 50 名（単位①38 名 単位②12 名）

第 8 条（通所介護計画の作成等）

通所介護計画の作成に当たっては次に掲げる事項に留意する。

通所介護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に通所介護計画を作成・交付するものとする。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成・交付するものとする。

2. 通所介護計画の作成、変更の際には利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得、交付をするものとする。
3. 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

第 9 条（指定通所介護の内容）

指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 日常生活上の援助、介護サービス

日常生活動作の能力に応じて必要な介助を行う。

- ② 健康状態の確認

- ③ 利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

レクリエーション、グループワーク、行事的活動、体操、趣味活動など

- ④ 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。一般浴槽において、衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身、その他必要な介助を行う。

- ⑤ 食事サービス

準備・後片付け食事摂取その他必要な介助を行う。

- ⑥ 相談、助言

利用者及びその家族の日常生活における介護に関する相談及びその助言を行う。

その他利用者に対する便宜の提供

第10条（指定通所介護の利用料その他の費用）

指定通所介護にかかる利用料その他の費用は次のとおりとする。

指定通所介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割負担額とする。

詳細は別途の料金表のとおり。

2. 下記の費用を利用者から受けられるものとする。

①食材料費（おやつ代を含む）および調理に係る費用として750円／

②日常生活費 施設にてオムツを使用した場合は、現物交換にて頂きます。

③レクリエーション、行事活動、趣味活動に必要な費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用の実費を徴収する。

3. 利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、費用の支払いを受けられるものとする。

第11条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者または家族は指定通所介護のサービスを利用するに当たって次に掲げる事項について留意することとする。

① 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

② 管理者および従業員による安全管理上の指示には必ず従うこと。

③ 介護支援専門員とよく相談し、通所介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。

④ 施設内の設備・備品等の利用に際しては、管理者及び従業員の指示に従い十分に注意すること。

⑤ 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者および従業員が必要と認めたものは、持参するようにすること。

⑥ 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。

⑦ サービス利用開始時には必ず介護保険被保険者証および健康保険被保険者証の提示を行うこと。

⑧ 第13条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第12条（緊急時等の対応）

通所介護従業者は、通所介護等のサービスを行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに管理者及び主治医へ連絡を行う等の必要な措置を行い、その指示に従って適切に対応することとする。

第13条（非常災害対策）

万が一火災、地震等の非常災害が発生した場合は、第一に利用者の安全を確保すると同時に、関係部署並びに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるも

のとする。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執るものとする。

2. 事業所は非常災害に備え、必要な設備、備品を整備し、消防計画に基づき救出その他必要な訓練等を行うものとする。

第14条（虐待防止と身体的拘束の禁止について）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。

身体的拘束その他の行動制限が一時的である。

第15条（掲 示）

事業者は、事業所内に運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

第16条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、横須賀市、三浦市、葉山町とする。

第17条（サービス提供記録の記載）

通所介護を提供した際には、その提供日および内容、当該指定通所介護について、利用者によって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

第18条（機密保持）

本事業所の職員及びかつて職員であった者は、業務上知りえた利用者またはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

第19条（苦情処理）

提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第20条（事故発生時の対応）

利用者に対する通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

2. 事故が発生した場合には、速やかに介護支援専門員、ご家族、市町村に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第 21 条 (衛生管理)

事業所では通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

2. 従業者は感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

第 22 条 (その他運営についての留意事項)

事業所はこの事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

2. 管理者は従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

第 23 条 (運営規格外条項等)

この運営規程及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めるものとする。

2. この運営規程は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものなので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約をするものとする。

付 則

この運営規程は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 8 月 16 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 10 月 16 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 11 月 27 日から施行する。

この運営規程は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 29 年 3 月 16 日から施行する。

この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。

この運営規程は、平成 30 年 10 月 5 日から施行する。

この運営規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この運営規定は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

この運営規定は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

通所介護 料金表

令和 6 年 6 月 1 日 改正

●1 日（5 時間以上 6 時間未満）の負担額

通所介護					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	600 円	709 円	818 円	927 円	1,037 円
2 割負担	1,200 円	1,418 円	1,636 円	1,854 円	2,074 円
3 割負担	1,800 円	2,127 円	2,454 円	2,781 円	3,111 円

●その他サービスを希望される場合に必要な加算

●通所の加算

入浴介助加算（1 割負担）	1 回入浴された場合 42 円×入浴回数
入浴介助加算（2 割負担）	1 回入浴された回数 84 円×入浴回数
入浴介助加算（3 割負担）	1 回入浴された回数 126 円×入浴回数

●通所介護 共通加算

介護職員処遇改善 新加算 II	所定単位数に 9.0%を乗じた単位数の一部負担額分
-----------------	---------------------------

●佐原ホーム入居のみ

同一建物減算（1 割負担）	1 回当たりの金額-（99 円）×来所回数
同一建物減算（2 割負担）	1 回当たりの金額-（197 円）×来所回数
同一建物減算（3 割負担）	1 回当たりの金額-（295 円）×来所回数

●施設利用料

項目	利用料
食費（昼・おやつ）	1 回当たりの金額 750 円

個人情報使用同意書（サービス事業者用）

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところの必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲（居宅サービス計画に定められた事業者）

区分（支援・サービス）	所在地	事業者名
通所介護事業	横須賀市佐原4丁目8番23号	しんわデイサービス佐原

3. 使用する期間

令和 年 月 日から契約期間満了まで

4. 条件

- 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

居宅サービス事業者 しんわデイサービス佐原 殿

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(利用者の家族) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

